

第 6 7 0 号  
平成22年2月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

告示	番号	頁数		番号	頁数
放置自転車等の保管について	3	2		放置自転車等の保管について	34 12
放置自転車等の保管について	4	2		放置自転車等の保管について	35 12
放置自転車等の保管について	5	3		放置自転車等の保管について	36 13
放置自転車等の保管について	6	3			
放置自転車等の保管について	7	3		<b>公告</b>	<b>番号 頁数</b>
放置自転車等の保管について	8	4		一般競争入札について	2 13
放置自転車等の保管について	9	4		一般競争入札について	3 16
地縁による団体の告示事項の変更 について	10	4		一般競争入札について	4 18
地縁による団体の告示事項の変更 について	11	5		農用地利用集積計画について	5 20
放置自転車等の保管について	12	5		<b>教育委員会</b>	<b>頁数</b>
地縁による団体の告示事項の変更 について	13	5		定例教育委員会の招集について	21
放置自転車等の保管について	14	5		<b>農業委員会</b>	<b>頁数</b>
放置自転車等の保管について	15	6		農業委員会の招集について	21
放置自転車等の保管について	16	6		農業委員会の招集について	21
放置自転車等の保管について	17	7		<b>監査委員</b>	<b>頁数</b>
放置自転車等の保管について	18	7		住民監査請求の結果について	21
地縁による団体の告示事項の変更 について	19	7		<b>公営企業</b>	<b>頁数</b>
放置自転車等の保管について	20	7		天理市指定給水装置工事事業者の 指定について	24
地縁による団体の告示事項の変更 について	21	8		天理市指定給水装置工事事業者の 指定について	24
放置自転車等の保管について	22	8			
放置自転車等の保管について	23	8			
公示送達について	24	9			
放置自転車等の保管について	25	9			
放置自転車等の保管について	26	9			
自転車等駐車場における放置自転 車等の保管について	27	10			
放置自転車等の保管について	28	10			
放置自転車等の保管について	29	11			
放置自転車等の保管について	30	11			
地縁による団体の告示事項の変更 について	31	11			
放置自転車等の保管について	32	12			
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格 等縦覧帳簿の縦覧について	33	12			

## 告 示

(平成22年1月6日揭示済)

### 天理市告示第3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年1月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年1月6日から平成22年3月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
  - (2) 移動・保管費用(1台につき)
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話0743 62 7778  
天理市総務部地域安全課 電話0743 63 1001

(平成22年1月7日揭示済)

### 天理市告示第4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月7日から平成22年3月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月8日揭示済)

天理市告示第5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月8日から平成22年3月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月12日揭示済)

天理市告示第6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月12日から平成22年3月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月13日揭示済)

天理市告示第7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年1月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成22年1月13日から平成22年3月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年1月13日揭示済)

天理市告示第8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月13日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年1月13日

3 移動対象区域

天理市川原城町728番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年1月13日から平成22年3月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年1月13日揭示済)

天理市告示第9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月13日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年1月13日

3 移動対象区域

天理市川原城町133番地1先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年1月13日から平成22年3月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年1月13日揭示済)

天理市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、竹之内町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年1月13日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市竹之内町248番地

福井政彦  
変更後 代表者 天理市竹之内町169番地  
西本佳嗣  
変更年月日 平成22年1月1日

(平成22年1月13日揭示済)

天理市告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、福住町中定自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年1月13日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町7045番地  
北井秀一  
変更後 代表者 天理市福住町7047番地  
辻沢昌彦  
変更年月日 平成22年1月10日

(平成22年1月14日揭示済)

天理市告示第12号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月14日から平成22年3月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月15日揭示済)

天理市告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年1月15日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市岸田町752番地  
森本保司  
変更後 代表者 天理市岸田町757番地  
冬木久幸  
変更年月日 平成22年1月1日

(平成22年1月15日揭示済)

天理市告示第14号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年1月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年1月15日から平成22年3月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年1月18日揭示済)

天理市告示第15号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年1月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年1月18日から平成22年3月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年1月19日揭示済)

天理市告示第16号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年1月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年1月19日から平成22年3月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年1月20日揭示済)

天理市告示第17号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月20日から平成22年3月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月21日揭示済)

天理市告示第18号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月21日から平成22年3月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月22日揭示済)

天理市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、武蔵町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年1月22日

天理市長 南 佳 策

規約に解散の事由を定めたときは、その事由

変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

変更年月日 平成22年1月22日

(平成22年1月22日揭示済)

天理市告示第20号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成22年1月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月22日から平成22年3月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月25日揭示済)

天理市告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、二階堂北菅田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年1月25日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市二階堂北菅田町174番地  
片岡安之  
変更後 代表者 天理市二階堂北菅田町53番地4  
小山恵司  
変更年月日 平成22年1月10日

(平成22年1月25日揭示済)

天理市告示第22号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月25日から平成22年3月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月26日揭示済)

天理市告示第23号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月26日から平成22年3月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月26日揭示済)

天理市告示第24号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年1月26日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成22年1月27日揭示済)

天理市告示第25号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月27日から平成22年3月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月28日揭示済)

天理市告示第26号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成22年1月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月28日から平成22年3月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年1月29日揭示済)

天理市告示第27号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成22年1月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成22年1月29日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年1月29日から平成22年7月28日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
天理市開発公社 電話 0743 63 7210  
天理市総務部地域安全課 電話 0743 63 1001

(平成22年1月29日揭示済)

天理市告示第28号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成22年1月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年1月29日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年1月29日から平成22年3月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年2月1日揭示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年2月1日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年2月1日から平成22年4月1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年2月1日揭示済)

天理市告示第30号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年2月1日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町260番地先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年2月1日から平成22年4月1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年2月1日揭示済)

天理市告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年2月1日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町10452番地  
上 坊 裕 樹  
変更後 代表者 天理市福住町10487番地  
菅 野 武 弘  
変更年月日 平成22年1月10日

(平成22年2月2日揭示済)

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年2月2日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年2月2日から平成22年4月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年2月3日揭示済）

天理市告示第33号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

平成22年2月3日

天理市長 南 佳 策

記

縦覧期間 平成22年4月1日から平成22年5月31日まで（土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

縦覧場所 天理市役所税務課

（平成22年2月3日揭示済）

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年2月3日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年2月3日から平成22年4月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年2月4日揭示済）

天理市告示第35号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年2月4日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年2月4日から平成22年4月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年2月5日揭示済)

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年2月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年2月5日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年2月5日から平成22年4月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

# 公 告

(平成22年1月12日揭示済)

天理市公告第2号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成22年1月12日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工事名 都市水環境整備事業污水管布設工事(特第2・22工区)
- (2) 工事場所 天理市喜殿町・指柳町・前裁町・杉本町
- (3) 工事概要
 

工事延長	L = 734.9m
低耐荷力圧入二工程推進工VP 200	L = 561.0m
開削工VU 200	L = 173.9m
開削工(サービス管)VU 200	L = 241.5m
マンホール工	17基
ます設置工	13箇所
取付管推進工SP 300	3箇所
付帯工	一式

- (4) 工期 平成22年3月25日まで
- (5) 予定価格 112,836,150円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 98,842,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
  - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
  - 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
  - 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
  - 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
  - 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
  - 名称 (株)三水コンサルタント
  - 住所 大阪市北区中之島6-2-40(奈良事務所 奈良市法蓮町1950-1)

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課
  - 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
  - 電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - 交付場所 第3(1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
  - 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - 提出場所 第3(1)に同じ。
  - 提出部数 各1部
  - 提出方法 持参すること。
  - 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

## 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
  - 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
  - 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

## 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留

郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金 免除  
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件  
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 63 1001 内線 332

別表(入札日程)

都市水環境整備事業污水管布設工事(特第2・22工区)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成22年1月12日(火)から平成22年1月19日(火)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成22年1月12日(火)から平成22年1月19日(火)まで
質問書の提出期限	平成22年1月20日(水)まで 質問書の提出は質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年1月26日(火)
質問書への回答日	平成22年1月26日(火)
競争参加資格がないとした場合の説明 要望書提出期限	平成22年2月1日(月)
競争参加資格がないとした場合の当 該理由の回答日	平成22年2月8日(月)
入札書到着期限日	平成22年2月16日(火) 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成22年2月17日(水) 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成22年2月17日(水) 午後1時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成22年1月12揭示済)

## 天理市公告第3号

## 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成22年1月12日

天理市長 南 佳 策

## 第1 工事概要

- (1) 工事名 まちづくり交付金事業道路改良工事(舗装)川原城下滝本線及びマンホール修繕工事(第9工区)
- (2) 工事場所 天理市川原城町他
- (3) 工事概要
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 工事延長         | L = 1273.0m |
| 舗装工 表層       | A = 8550.8㎡ |
| 基層           | A = 6448.2㎡ |
| 路上再生路盤工      | A = 6448.2㎡ |
| 路面切削工 T = 10 | A = 6448.2㎡ |
| T = 5        | A = 2094.7㎡ |
| 区画線工         | 一式          |
| 工事箇所         | 20箇所        |
| マンホール蓋取替工    | 15箇所        |
| マンホール蓋調整工    | 5箇所         |
- (4) 工期 平成22年3月29日まで
- (5) 予定価格 77,373,450円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 67,811,100円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している舗装工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、舗装工事業について受けている者であること。
- 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における舗装工事の総合評定値を有する者であること。
- 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において舗装工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
- 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
- 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- 監理技術者にあつては、舗装工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743 63 1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所  
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。  
交付場所 第3(1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出  
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。  
 提出部数 各1部  
 提出方法 持参すること。  
 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。  
 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。  
 質問書提出場所 第3(1)に同じ。  
 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
 入札保証金 免除  
 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件  
 この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 63 1001 内線 332 別表(入札日程)

まちづくり交付金事業道路改良工事(舗装)川原城下滝本線及びマンホール修繕工事(第9工区)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成22年1月12日(火)から平成22年1月19日(火)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。

申請書の提出期間仕様書の公開日	平成22年1月12日(火)から平成22年1月19日(火)まで
質問書の提出期限	平成22年1月20日(水)まで 質問書の提出は質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年1月26日(火)
質問書への回答日	平成22年1月26日(火)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成22年2月1日(月)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成22年2月8日(月)
入札書到着期限日	平成22年2月16日(火) 書留郵便にて日本郵便郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成22年2月17日(水)午前10時10分
くじを行う場合の日時	平成22年2月17日(水)午後2時10分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成22年1月12日揭示済)

天理市公告第4号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成22年1月12日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工事名 井戸堂学童保育所新築工事
- (2) 工事場所 天理市西井戸堂町
- (3) 工事概要
  - 敷地面積 A = 400.00㎡
  - 構造・階数 鉄骨造・平屋建
  - 建築面積 A = 173.20㎡
  - 延べ床面積 A = 159.58㎡
  - 建築工事 一式
  - 電気設備工事 一式
  - 機械設備工事 一式
  - 屋外附帯工事 一式

(4) 工期 平成22年3月30日まで

(5) 予定価格 38,356,500円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 34,469,400円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するものであって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
  - (2) 次の条件をすべて満たしていること。
    - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
    - 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
    - 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成21年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
    - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
    - 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
    - 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること(契約金額5千万円以上の工事は、専任で配置すること。)
- 入札説明書別表1-1の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者  
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習  
終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)建築設計エスデイ  
住所 天理市西井戸堂町522 29

### 第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743 63 1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所  
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。  
交付場所 第3(1)に同じ。

### 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出  
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。  
提出場所 第3(1)に同じ。  
提出部数 各1部  
提出方法 持参すること。  
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。  
(2) 場所 第3(1)に同じ。  
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。  
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。  
質問書提出場所 第3(1)に同じ。  
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。  
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

### 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。  
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。  
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。  
(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。  
(2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

### 第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。  
(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階334会議室

### 第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。  
(2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

### 第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 63 1001 内線 332

別表(入札日程)

井戸堂学童保育所新築工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成22年1月12日(火)から平成22年1月19日(火)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成22年1月12日(火)から平成22年1月19日(火)まで
質問書の提出期限	平成22年1月20日(水)まで 質問書の提出は質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年1月26日(火)
質問書への回答日	平成22年1月26日(火)
競争参加資格がないとした場合の説明 要望書提出期限	平成22年2月1日(月)
競争参加資格がないとした場合の当 該理由の回答日	平成22年2月8日(月)
入札書到着期限日	平成22年2月16日(火) 書留郵便にて日本郵便郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成22年2月17日(水)午前11時
くじを行う場合の日時	平成22年2月17日(水)午後3時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

別表 1 - 1

工事 業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1 建築 工事	建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

(平成22年1月26日掲示済)

天理市公告第5号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成22年1月26日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 教育委員会

(平成22年1月25日揭示済)

天教告示第1号

平成22年2月3日午前9時30分から2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成22年1月25日

天理市教育委員会  
委員長 北田良嗣

農業委員会

(平成22年1月6日揭示済)

天農委告示第1号

平成22年1月13日午後3時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成22年1月6日

天理市農業委員会  
会長 川口和良

記

- 議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 天理農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第6号 その他

(平成22年2月1日揭示済)

天農委告示第2号

平成22年2月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成22年2月1日

天理市農業委員会  
会長 川口和良

記

- 議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 その他

監査委員

(平成22年1月20日揭示済)

天監委告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対し通知したので、これを公表します。  
平成22年1月20日

天理市監査委員 大森光三郎  
天理市監査委員 別所矩佳  
天理市監査委員 大橋基之

第1 監査の請求

- 1 請求人 氏名 天理市民オンブズマン  
代表幹事 梅光 雅幸  
住所 天理市三島町86番地
- 2 請求書の提出 平成21年11月27日
- 3 請求の要旨 請求の要旨は原文を記載し、添付資料については省略した。  
請求の趣旨

天理市が平成21年2月10日付にて最高裁判所になした、大阪高等裁判所平成19年(ネ)第2972号配水管撤去等請求控訴事件の仮執行宣言付判決に対してなされた、同判決に基づく強制執行停止申立て及び上告提起ならびに上告受理申立ては、申立て理由及び上告理由を充たしているか否かの十分な検討もせず漫然と申立て及び上告を遂行した結果、強制執行停止申立てについては、平成21年2月19日申立て同日に却下決定、上告については、平成21年6月2日最高裁判所第三小法廷において棄却決定、の門前払いともいべき決定がなされたものである。

添付の事実証明書等を検証すれば、上告提起等の正当な理由があるか否かの十分な検証を怠っていた

ことが、無駄な裁判費用の支払いにより、多額の貴重な公金に損害を与えたことは明白である。

よって、上告人兼申立人代表者天理市長南佳策の懈怠によって、天理市が被った損害金を返済するよう適切な措置を求めるものである。

#### 懈怠の事実

##### 1. 本件訴訟の事実を正しく認識せず、訴訟に臨んだ事実。

本件訴訟は一般市民により提訴がなされたものであり、原因は明らかに天理市行政の失策に基づくものである。然るに事実を把握もせず最高裁判所に上告をなした。

事実証明書1 平成21年1月29日大阪高等裁判所判決

事実証明書2 平成21年2月10日上告状兼上告受理申立書

事実証明書3 平成21年3月27日上告理由及び上告受理申立理由書

事実証明書4 平成21年6月9日市議会全体協議会議事録

添付の上記事実証明書1～4を検証すれば、認識不足の上告であった事は明白である。

##### 2. 本件訴訟にかかわる委任行為の不明瞭な事実。

本件訴訟を委任するにあたり奈良簡易裁判所調停、奈良地方裁判所原審、大阪高等裁判所控訴審、最高裁判所上告及び大阪高等裁判所強制執行停止決定申立の5件は関連性はあるものの、それぞれ別件であり、すべてに委任状が出されている。したがって委任契約書も存在する筈である。しかし奈良簡易裁判所調停、最高裁判所上告及び大阪高等裁判所共済執行停止申立の3件に対する委任契約書は存在するが、奈良地方裁判所原審、大阪高裁控訴審には委任契約書がない。この件に対しての質問に担当者は理由を明確にできない。このような正合性のない契約行為をなしては、市民に対し説明責任が果たせないのは当然である。

事実証明書5 委任状及び委任契約書一式

##### 3. 本件上告及び強制執行停止申立決定の不明瞭な事実。

上記案件の原課は総務部総務課になっている。ところが本件における伺書によると起案者は建設部市街地整備課長となっており、原課は同課になる筈である。しかるに総務課二変更されることに対し指示書はおろか伺書等も存在せず、そのままで専決諸文書が発表されている。このような責任課の所在が不明瞭なまま推移していく天理市行政のあり方では、正常な運営は望めない。

事実証明書6 平成21年2月6日伺書

事実証明書7 平成21年2月9日専決処分書

##### 4. 本件上告及び強制執行停止申立を行い公金に損害を与えた事実。

本項における上告提起の経緯は第1項にあるが、法では上告に対し、

(上告の理由)

第312条 上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。

ただし、第4号に掲げる事由については、第34条第2項(第59条において準用する場合を含む。)の規定による追認があったときは、この限りでない。

1. 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

2. 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

3. 専属管轄に関する規定に違反したこと(第6条第1項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは除く。)

4. 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

5. 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。

6. 判決に理由を付せず、又は理由に食違があること。

と規定されており、本件上告及び強制執行申立が正当でないことは、強制執行申立については、大阪高裁において申立日に即日却下、上告については最高裁判所において平成21年6月2日に棄却決定されていることから明らかである。

事実証明書8 平成21年2月19日強制執行停止決定申立書

事実証明書9 平成21年2月19日大阪高裁決定

事実証明書10 平成21年6月2日最高裁判所決定

また本件強制執行申立及び上告提起をなすにあたり、正当な検討がなされなかったことは、代理人との相談過程において正当なレクチャーがなされていないことに起因すると思われる。

事実証明書11 弁護士職務基本規定(抜粋)

以上、正当な理由もなく漫然と上告等を遂行し、無駄な裁判費用の支払いにより、公金に多大な損害を与えたことは明白である。

よって平成21年2月9日事件委任契約書にある、天理市の公金損害額335,000円を天理市長に対し弁済を求める等、厳正な措置を講じることを求めるものである。

添付書類 事実証明書 1～11 略

#### 第2 請求の受理

この請求書は、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を備えているものと認め、

平成21年12月3日これを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

平成21年12月7日、法第242条第6項の規定により、請求人に陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から追加資料（事実証明書12・13を含む）の提出とともに意見の陳述があった。

#### 2 監査対象事項

大阪高等裁判所平成19年（ネ）第2972号配水管撤去等請求控訴事件（以下「本件訴訟」という。）の仮執行宣言付判決（平成21年1月29日言渡）に対して、被控訴人である天理市（以下「市」という。）は最高裁判所に上告した。

この上告提起は、正当な理由のないものであり、これにより無駄な裁判費用を支出し、公金に損害を与えたとすることについて。

#### 3 監査対象部局及び事情聴取

(1) 監査対象部局 総務部  
建設部  
水道局

(2) 事情聴取 次のとおり関係者に事情聴取を行った。

平成21年12月14日

総務部総務課長、建設部市街地整備課長、水道局総務課長、水道局給水課長 外関係職員

平成21年12月25日

総務部長

### 第4 監査の結果

#### 1 本件訴訟の概要及び経緯

請求人の請求書・意見陳述、関係者の事情聴取及び裁判所の判決文等から本件訴訟の概要及び経緯は次のとおりである。

(1) 大阪高等裁判所の判決までの経緯

ア 本件訴訟で問題となっている土地（天理市川原城町674番2）は、昭和35年頃から市が天理駅前土地区画整理事業を始め、昭和40年代に入り事業の一環として周辺の道路整備を行った際、土地の換地により最終的に足達浄司氏の所有（母 高橋雍子氏と共有）になったものである。

イ 換地前から当該土地の地下に市の上水道配水管が埋設されており、同氏の所有後もそのまま放置されていた。

ウ その後、平成18年3月頃、足達氏が同地に店舗の建設を計画した際、埋設されている配水管の存在が天理市水道局の指摘により判明した。

従って、足達氏は水道局にその撤去を要求し、水道局は同年6月末頃配水管を公道に移設した。

エ その際、旧配水管（以下「本件配水管」という。）はそのまま残し、内部にコンクリートミルを充填した。

オ 足達氏は、本件配水管の撤去費用及び昭和45年からの占有料並びに不法占有に対する慰謝料を水道局に要求したものの話合いが折合わず、同氏は平成18年9月20日奈良簡易裁判所に調停を申立てた。その調停が整わなかったことにより、同氏は平成19年1月30日に奈良地方裁判所へ訴訟の提起をした。

カ 平成19年9月7日同裁判所は請求を棄却した。よって同氏は平成19年9月18日大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）へ控訴した。

キ 大阪高裁においては、5回に亘り和解案を提示したものの、協議が整わず平成21年1月29日同高裁は判決を言渡した。これに対し、市は最高裁判所（以下「最高裁」という。）へ上告することとした。

(2) 大阪高裁判決後、最高裁への上告から決定までの状況

ア 平成21年1月29日 大阪高裁判決

イ 同年1月30日 市側代理人弁護士多田実（平城総合法律事務所）に判決文が送達され、同日、市に送付。

ウ 同年2月3日 多田弁護士事務所において、大阪高裁判決の内容確認及び対応を協議する。（水道局長、建設部次長 外）

エ 同年2月4日 副市長に上記弁護士との協議内容を報告し、対応を協議する。（水道局長、同次長、建設部次長、市街地整備課長）

オ 同年2月5日 市長に対して、報告及び対応を協議する。（副市長、水道局長、同次長、建設部次長、市街地整備課長）

この場において、最高裁へ上告することの方針が決定された。

カ 同年2月9日 正・副議長に報告（建設部次長、市街地整備課長、総務課長）

建設水道委員会正・副委員長に報告（水道局長、建設部次長、市街地整備課長）

執行停止申立て及び上告の市長専決決裁。

平城総合法律事務所（多田弁護士 外2名）と事件委託契約書を締結。

同契約委託料(335,000円)の支出負担行為何決裁。

- キ 同年2月10日 上告兼上告受理申立書を最高裁へ提出。
- ク 同年2月19日 強制執行停止決定申立書を大阪高裁へ提出、同日、同高裁却下の決定
- ケ 同年2月27日 議会運営委員会に市長専決処分案の説明(総務部長)
- コ 同年3月6日 市議会全体協議会に3月議会提案の市長専決処分案の説明(総務部長)、定例議会において承認。
- サ 同年3月24日 弁護士多田実 外2名に訴訟委託料として335,000円が支払われている。
- シ 同年3月27日 上告理由及び上告受理申立理由書を最高裁に提出。
- ス 同年6月2日 最高裁において本件上告を棄却と決定される。
- セ なお、本件最高裁への上告について市議会において議論されている。
  - ・平成21年6月9日 議会全体協議会
  - ・平成21年6月19日 総務財政委員会
  - ・平成21年6月19日 議会全体協議会

2 監査委員の判断

(1) 最高裁への上告にいたる手続面について

前記第4の(2)に記したように市は本件訴訟の大阪高裁判決後、弁護士との協議、庁内での対応協議、議会関係者への報告、弁護士との事件訴訟委託契約の締結、同支出負担行為何決裁、市長専決処分等手続きについて適正に行われていた。

(2) 市の上告行為は、正当な理由なく漫然となされたもので、その結果公金に損害を与えたとするところについて

ア 住民監査請求の対象となるのは、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な財務会計上の行為に限られている。

イ 一般的に行政庁の訴訟行為において訴権はその行政機関の判断に委ねられている。

本件で問題にする、市の最高裁への上告行為についても、それは市の裁量権の範疇と考えられる。

従って、本件上告の是非については、当監査委員の判断するところではない。

よって、本件請求人の請求は認められず、これを棄却とする。

---

## 公営企業

(平成22年1月14日揭示済)

天理市水道局告示第1号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年1月14日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成22年1月14日

天理市水道事業代表者  
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商号 南設備

代表者 寺南良彦

住所 生駒郡安堵町東安堵358

(平成22年1月28日揭示済)

天理市水道局告示第2号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年1月28日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成22年1月28日

天理市水道事業代表者  
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者

商号 アステック株式会社

代表者 東田吉博

住所 生駒市小瀬町34 9